相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住元町五〇番地、最後の住所東京都足立区千住元町二四番二号
被相続人　亡　遊馬長太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
事務所東京都世田谷区南烏山六丁目二九番二号プラタナス・タカサゴ二〇一田中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中富美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区三軒茶屋二丁目二〇八番地、最後の住所東京都世田谷区若林一丁目八番一七号　被相続人　亡　山口　良三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号興和日本橋ビル二階倉持法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区上平間六八四番地、最後の住所川崎市中原区上平間六八四番地　被相続人　亡　稲葉　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室　川崎ひかり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　妻鹿　琢生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区つくし野一丁目四番、最後の住所新潟市つくし野一丁目四番二八号
被相続人　亡　佐藤　政史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
事務所新潟市中央区学校町通三番町五五七―一　北本ビル二〇二
相続財産管理人　弁護士　松岡功太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区虎ノ門三丁目四一番地、最後の住所静岡県熱海市上多賀一〇一六番地の一〇特別養護老人ホーム海光園
被相続人　亡　畑　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
静岡県沼津市市場町一二番七号
相続財産管理人　弁護士　山本　孝介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区中島三二一六番地二、最後の住所静岡県静岡市駿河区中島三二一六番地の二　被相続人　亡　名波　元一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
静岡県静岡市葵区伝馬町一六―三シルクスクエア二号館四階　石割法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石割　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京田辺市田辺道場三三番地、最後の住所京都府京田辺市田辺稲葉五番地の一
被相続人　亡　安岡　和司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
京都市中京区二条通寺町東入延寿堂第二ビル二階京都さつき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下　信子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区備後町二丁目五番地、最後の住所神戸市灘区友田町四丁目三番四号
被相続人　亡　廣瀬　利治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
神戸市中央区三宮町二丁目一一―一センタープラザ西館五〇一号
相続財産管理人　弁護士　森　有美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区青山台七丁目一番、最後の住所神戸市須磨区高倉台四丁目二番一―九〇四号　被相続人　亡　市原　孝俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
神戸市中央区多聞通二丁目四番四号　ブッククローン神戸ビル東館七階　かけはし法律事務所
相続財産管理人　伊藤　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡北栄町東園四六二番地、最後の住所鳥取県東伯郡北栄町東園四六二番地
被相続人　亡　田熊　壽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
鳥取県倉吉市清谷町二丁目六三番地大成産業ビル三階尾西総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　尾西　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県美濃郡都茂村大字久原一〇五番屋敷、最後の住所島根県美濃郡都茂村大字久原一二二七番地　被相続人　亡　髙橋　仲次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
島根県益田市東町三三番九一号
相続財産管理人　田原　良隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市佐波一丁目一五三七番地一、最後の住所山口市小郡高砂町二番一五―六〇三号（アーバンタワーネクサス小郡）
被相続人　亡　福田　義久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日
山口市黄金町五番九号第二法曹ビル三階
相続財産管理人　弁護士　猪俣　俊雄

第22期決算公告

平成30年4月9日
東京都渋谷区円山町5番5号
株式会社丹青ディスプレイ
代表取締役社長　久保　行雄

貸借対照表の要旨　（平成30年1月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	534,345	流動負債	297,211
固定資産	175,784	固定負債	57,180
		株主資本	355,202
		資本金	50,000
		資本剰余金	10,600
		資本準備金	10,600
		利益剰余金	294,602
		利益準備金	2,800
		その他利益剰余金	291,802
		（うち当期純利益）	(70,486)
		評価・換算差額等	535
		その他有価証券評価差額金	535
資産合計	710,130	負債・純資産合計	710,130